

-
- 種 別 : 個人
 - 法人名 :
 - 役 職 : 米国公認会計士 公認内部監査人
 - 氏 名 : 布津 陽一郎
-

■コメント:

[論点 2-1]

(3) 現行の日本の会計基準通り保有目的にて区分することが妥当である。なぜならばそれが財務諸表利用者の理にかなうからである。但し将来的には必ずしも現状の3区分を維持する必要はない。

(4) 日本においては欧米に比して「その他有価証券」を多用しすぎている感は否めないものの当該分類の削除は性急。資産勘定全体の変動をいずれかの利益勘定にて勘案する必要性は高いものの、段階的な縮小が望ましい。

(5) 財務諸表の考え方が大きく変わっていく過程で、出来る限り公正価値を反映させようとする考え方自体には一定の論理がある。一方で、突然の削除は各利害関係者に動揺を与えかねないため、段階的な縮小と将来的な削除とすることが望ましい。

[論点 2-2]

(6) 存否含め議論の方向性を見守りたい。負債の時価評価については日本において最も馴染まない議論であるため、導入に当たっては一定の経過措置やガイドラインをお願いしたい。

[論点 2-3]

(7) あくまでも金融危機を前提とした時限措置としての対応だったとの認識なので見直しが必要と考える。

(8) 平時での当該振替については公正な評価の財務諸表への反映を逃れる目的での変更との誇りを免れないと考えるためしかるべき時期に元に戻すべきものとする。

(9) 総合的に見直す必要があるものとする。何故なら現行取り扱いを将来に適用する場合においては意義と恣意性のバランスを欠いた適用の可能性を排除しきれないためである。

[論点 2-4]

(10) 50%ないし70%という水準的な考え方から欧米的な「減損しているかのチェック」ならば

に時間価値とキャッシュフローを重視した評価方法を取り入れ、本質を捉えた考え方を導入すべきである。

(11)「何%までさがったから減損」ではなく、「価値が下落し、回復可能性が殆ど無い」ときが減損すべき時点との認識を持っている。為、定期的な減損の確認と DCF 法による測定が必要である。

(12)減損の戻入れについては一定の理がある。減損処理をした後に、予想しない経済状況の変化などが起こることは想像に難く無いためである。

[論点 2-5]

(13)従来通り、前者の考え方の適用が良いと考える。なぜならば 財務情報の有用性を考えるにつけ、デリバティブと現物の経済的性格やリスクの関連性よりも特に将来の元本償還の蓋然性により焦点を合わせたほうが自然であると考えためである。